

◎新潟県告示第793号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人くわどり大杉の家通所介護事業所	新潟県上越市三伝776番地	特定非営利活動法人くわどり大杉の家	介護予防通所介護	平成24年3月14日	平成24年5月31日